

農林土木事業の積算に係る公表図書取扱要領

(総則)

第1 福島県農林水産部が発注する農林土木事業工事価格の積算に係る公表図書の取扱いについては、この要領によるものとする。

(公表図書の指定)

第2 工事価格の積算に用いる設計単価に関する公表図書は、次に掲げる最新の図書とする。

- (1) 農林土木事業原単価表
- (2) 農業集落排水事業設計単価表 (汚水処理施設)
- (3) 施工単価表(福島県独自条件表)

(公表の方法)

第3 公表は、閲覧及び貸出(以下「閲覧等」という。)並びにインターネットにより行うものとする。

(公表の場所及び公表図書)

第4 公表の場所及び公表図書は、次によるものとする。

- (1) 閲覧等に供する場所及び備え付ける公表図書は、次のとおりとする。
 - ア 農林技術課・・・第2(1)から(3)
 - イ 各農林事務所・・・第2(3)
 - ウ 県政情報センター・・・第2(1)から(3)
- (2) インターネットで公開する場所は福島県農林技術課ホームページとし、掲載する公表図書は第2(1)から(2)とする。

(閲覧等に供する公表図書の管理)

第5 閲覧等に供する公表図書は、次により取扱わなければならない。

- (1) 閲覧場所の所属長(県政情報センターの長を除く。以下「所属長」という。)は、閲覧等に必要の関係簿を作成し、閲覧等の状況を把握しなければならない
- (2) 所属長は、公表図書の紛失、盗難及び破損等がないよう管理するとともに閲覧等に供しなくなった場合は、適正に廃棄しなければならない。
- (3) 所属長は、公表図書の保管及び閲覧等の業務のため、管理責任者を置くものとする。
- (4) 所属長は、公表図書の閲覧等を受けた者が当該図書を改ざんし、汚損し若しくは破損したとき又はこれらの行為をする恐れがあるときは、当該図書の閲覧等を中止し、又は禁止することができる。

(インターネット公開による公表図書の管理)

第6 農林技術課長は、インターネット公開による公表図書について次により取扱わなければならない。

- (1) インターネット公開に当たっては、コンピュータウイルス対策を講じなければならない。なお、コンピュータウイルスの報告及び確認された場合は、速やかに公開を中止しなければならない。
- (2) インターネット公開による公表図書は、改ざん及び二次配布を禁止するものとし編集対策を講じなければならない。
- (3) インターネット公開する図書に改ざん・改変があった場合、またはそのおそれがある場合は、公開を中止もしくは制限することができる。

(その他)

第7 公表図書の内容に関する問い合わせについては、応じないものとする。

2 県政情報センターでの公表図書の取扱いについては、当該センターの規定によるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、公表図書の取扱いについて必要な事項は、農林水産部長が定める。

附則

この要領は、平成6年12月1日から施行する。

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成22年1月15日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年7月1日から施行する。